

## Public Domainの著作物を利用することのリスク —「シェーン」事件とチャップリン事件の比較から分かること—

田 中 宏 和

はじめに

1. 「シェーン」事件最高裁判決が明らかにした1953年問題の帰結
  - a) 問題の所在 ～1953年問題とは～
  - b) 「シェーン」事件判決の概要
  - c) 小括
2. チャップリン事件最高裁判決が与える旧法下の保護期間への違和感
  - a) 問題の所在 ～旧法下の映画の著作物の取り扱い～
  - b) チャップリン事件判決の概要
  - c) 小括
3. 日本におけるPublic Domain利用への影響
  - a) 煩雑になる旧法下の著作権保護期間の算定方法
  - b) 立法者意思と乖離する平成15年改正著作権法
  - c) Public Domainの利用者が負うべきリスク負担と萎縮効果

おわりに

はじめに

かつてインターネット等では1953年に公表された映画の著作権保護期間を対象とした“1953年問題”というものが盛んに議論されたことがある。著作権保護期間とは、一般著作物については著作者の死の翌年の1月1日から起算して50年と定められているものではあるが、映画の著作物に関しては公表の翌年の1月1日から起算して50年というのが従来までの保護期間であった。しかし、映画の著作物の保護期間を公表後50年から公表後70年へと延長することを盛り込んだ2004年1月1日施行の平成15年改正著作権法が成立したことで、1953年（昭和28年）に公表された団体名義の映画著作物の著作権保護期間が、公表後50年にあたる2003年12月31日をもって満了するのか、それとも改正著作権法による延長措置が適用されて2023年12月31日まで延長されるのかという問題が生じたのである。この問題については、我々がよく知る映画作品である「シェーン」や「ローマの休日」などの映画が訴訟対象となったこともあって、大いに新聞紙面などを賑やかしたのは記憶に新しいところであろう。そして、

2007年12月18日に「シェーン」事件について最高裁が下した「……したがって、本件映画を含め、昭和28年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物は、本件改正による保護期間の延長措置の対象となるものではなく、その著作権は平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了し消滅したというべきである。」という“1953年問題の結論”は、著作権保護期間延長反対論者からは喜びをもって迎えられ、逆に立法を主導した文化庁は、地裁、知財高裁、最高裁を通じて企図していない“立法ミス”を指摘される形となった。

ところが近時、“著作権保護期間が権利者側の主張より短く算定される”という、ある意味で一般利用者受けが良さそうなこの「シェーン」事件判決が、逆にPublic Domainとなった著作物<sup>1</sup>の利用者に対して暗い影を落とし始めている。その契機となったのは2009年10月8日に最高裁が下したチャップリン事件判決であるが、ここで最高裁は「シェーン」事件判決とチャップリン事件について、適用対象となる要素の違いから、問題となった著作権保護期間の算定においては事案を異にするとし、両者の結果が全く異なる判決を下すに至っている。しかし、本当にこの両者の判決に接点はないのであろうか。

実際のところ、この二つの訴訟は訴訟戦術としての訴訟の組み立て方が異なるだけで、“著作権保護期間の満了時点の算定を争点としている”ということについては、その事案の一致が見られる。また、両者ともに事実審の段階で立法者意思を持ち込んで訴訟を構成しているなどの共通項も多い。さらに、これまでに著作権法学の世界で成された判例評釈等を見ても、両判決を並べて比較しているものが多く、必ずしも両判決の関連性が皆無というわけではないであろう。

そこで本稿では、「シェーン」事件判決並びにチャップリン事件判決双方を分析し、その比較を行うことで“Public Domainとなった著作物の利用者”の見地から、両判決が浮き彫りにした“映画の著作物の著作権保護期間の終期の認識のズレ”によってもたらされる“Public Domainとなった著作物を利用するリスク”という側面を、新たな問題の切り口として提示していきたいと考える。

## 1. 「シェーン」事件最高裁判決<sup>2</sup>が明らかにした1953年問題の帰結

### a) 問題の所在 ～1953年問題とは～

<sup>1</sup> 異論はあるものと思われるが、本稿においては便宜上、日本法における“Public Domain”を単に“財産権としての著作権が消滅したもの”として捉えていることをあらかじめ付言する。

<sup>2</sup> 「シェーン」事件最高裁判決をめぐる判例評釈等については、本稿で引用したもの以外に、宮坂昌利「昭和28年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物の著作権の存続期間」(ジュリ1356号) 162-163頁、辰巳直彦「昭和28年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物の著作権の存続期間——映画の著作物の名義、著作者と保護期間について」(判時2011号) 193-206頁、吉田和彦「昭和28年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物の著作権の存続期間について判示した事例(「シェーン事件」)」(法律のひろば 61巻11号(2008年11月号)) 66-74頁、蘆立順美「1953年に公表された映画と著作権の保護期間の延長」(ジュリ臨時増刊1354号(平成19年度重要判例解説)) 295-296頁、宮坂昌利「昭和28年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物の著作権の存続期間」(法曹時報62巻1号) 269-281頁等がある。

“1953年問題”と一般に呼ばれる問題は、先述したように2004年1月1日施行の平成15年改正著作権法（本章においては以下「改正著作権法」という。）によって改正された映画の著作物にかかる著作権保護期間の問題に端を発する。改正著作権法は、映画の著作物の著作権保護期間について明記されている著作権法54条1項を一部改正し、“公表後50年”と定めていた旧来の規定から「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後70年（その著作物がその創作後70年以内に公表されなかつたときは、その創作後70年）を経過するまでの間、存続する。」と、その保護期間について20年の延長を行うことを示していた。そして、これの立法経緯については、著作権法を管轄する文化庁からの趣旨説明として、“国際的ハーモナイゼーション<sup>3</sup>”と“日本のコンテンツの戦略的運用”の視点を踏まえ、経済産業省からの正式要望を受けたことを検討のきっかけとし、最終的な文化審議会の結論として、当該保護期間延長に踏み切ったとされている<sup>4</sup>。

ところが、「シェーン」事件を期に、改正著作権法に際し附された改正法附則2条の「改正後の著作権法……<中略>……第54条第1項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」という条文の「この法律の施行の際現に」という文言をどのように解釈すべきかという問題が発生し、1953年公表の映画の著作物について保護期間が満了するとされる“2003年12月31日24時”と、同年公表の映画の著作物について改正著作権法が適用され保護期間が延長される“2004年1月1日0時”を同時と見るか否かという“時点”の問題が生じたのである。

## b) 「シェーン」事件判決の概要

### 【事実の概要】

本件映画「シェーン」の著作権者であると主張する原告X1が、本件映画を収録した本件マスターテープの製造・販売をしている被告Y1並びに本件マスターテープを基とした本件映画を複製した本件DVDを製造・販売している被告Y2に対し、著作権法112条に基づいて本件マスターテープ及び本件DVDの販売差止・廃棄を求めるとともに、本件映画について日本での独占的利用権を有すると主張する

<sup>3</sup> この保護期間に関する「国際的ハーモナイゼーション」という観点については、甲野正道「著作権行政をめぐる最新の動向について」（コピーライト 2006年9月号）18-20頁参照。

<sup>4</sup> これについては、文化庁長官官房著作権課「解説 著作権法の一部を改正する法律について」（コピーライト 2003年8月号）24-25頁参照。ここでは「昨年（筆者注：2002年）経済産業省から、「映画の著作物に限って保護期間を延長してほしい（他の著作物の保護期間の延長には反対する）」という要望が提出され……<中略>……この正式要望を受け、「映画の著作物」に限定した保護期間の延長という法改正を行うことの適否について、審議会で検討が行われるとともに、この改正を望む(社)日本映画製作者連盟・(社)日本映像ソフト協会と、(社)日本経済団体連合会、(社)日本民放放送連盟・NHK等の間で、合意形成のための協議が精力的に進められた。<改行>これらの結果、当面「映画の著作物」に限定して、保護期間の延長を行うことについて、審議会も含めて広く合意形成がなされたものである。」と説明されている。

原告X2が、被告であるYらの行為は同独占的利用権を侵害する共同不法行為であるとして民法709条、719条1項に基づき逸失利益等の損害賠償を求めて提訴した。これに対し、Yらは2003年12月31日24時00分と改正著作権法の施行日である2004年1月1日0時分は同時ではなく、本件映画の著作権は改正著作権法附則2条にある「この法律の施行の際」、すなわち2003年12月31日24時をもって、その存続期間の満了により消滅している等と主張し、本件映画の著作権存続期間が満了しているかどうかについて争うこととなった。第一審の東京地判（平18・10・6民集61巻9号3500頁）では、Xらの主張によって立法者意思にまで踏み込んだ法律解釈の検討がなされたが、争点となった時点の問題については「原告らの主張するように、本件改正法の施行日である平成16年1月1日の前日である平成15年12月31日の午後12時は平成16年1月1日の午前零時と同時刻であることから、平成15年12月31日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物の著作権は平成16年1月1日には消滅していないとの考えに至り、改正著作権法が適用されると解釈する者を想定することは困難である」として、Xらの主張を退けた。Xらはこれを受けて控訴。

【原審（知財高判平19・3・29民集61巻9号3536頁）】

知財高裁でもXらの主張に基づいて立法者意思にまで踏み込んだ法律解釈の検討が求められたが、ここでも裁判所は改正著作権法施行にかかる時点の問題について、「本件改正法は平成16年1月1日に施行されたものであり、これをもって、平成16年1月1日午前零時の瞬間から施行されたということができるとしても、昭和29年以後に公表された映画はともかく、少なくとも昭和28年に公表された映画の著作物の著作権は、本件改正法の施行日の前日である平成15年12月31日の終了をもって、存続期間の満了により消滅するものであるから、これについても改正著作権法54条1項の適用範囲に含めようとするのであれば、端的に、その著作権が消滅する平成15年12月31日以前の日を本件改正法の施行期日にするなど、その趣旨が明確になるように経過規定を定めればよいだけのことである。しかるところ、本件改正法の経過規定は、本件改正法の施行期日を、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了する平成15年12月31日の翌日である平成16年1月1日とし（附則1条）、同日において、改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については改正著作権法54条1項の規定を適用しないものとした（附則2条）のであるから、本件改正法附則2条が「施行の際」という文言を使用したことをもって、昭和28年に公表された映画の著作物についても改正著作権法54条1項の適用範囲に含めようとしたということとはできない。」としてXらの主張を斥けた。Xらはこの判決に対し、最高裁に上告。

【最高裁（最三小判平19・12・18民集61巻9号3460頁）】

上告棄却。

最高裁は改正著作権法附則2条の“法律の施行の際”という文言について、「本件文言の一般用法に

おいては、「この法律の施行の際」とは、当該法律の施行日を指すものと解するほかなく、「・・・の際」という文言が一定の時間的な広がりを含意させるために用いられることがあるからといって、当該法律の施行の直前の時点を含むものと解することはできない。」と判示した上で、「本件経過規定における本件文言についても、本件文言の一般用法と異なる用いられ方をしたものと解すべき理由はなく、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物」とあるのは、本件改正前の著作権法に基づく映画の著作物の保護期間が、本件改正法の施行日においても現に継続中である場合を指し、その場合は当該映画の著作物の保護期間については本件改正後の著作権法54条1項が適用されて原則として公表後70年を経過するまでとなることを明らかにしたのが本件経過規定であると解すべきである。そして、本件経過規定は、「この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による」と定めているが、これは、本件改正法の施行日において既に保護期間の満了している映画の著作物については、本件改正前の著作権法の保護期間が適用され、本件改正後の著作権法の保護期間は適用されないことを念のため明記したものと解すべきであり、本件改正法の施行の直前に著作権の消滅する著作物について本件改正後の著作権法の保護期間が適用されないことは、この定めによっても明らかというべきである。したがって、本件映画を含め、昭和28年に団体の著作名義をもって公表された独創性を有する映画の著作物は、本件改正による保護期間の延長措置の対象となるものではなく、その著作権は平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了し消滅したというべきである。」と結論付け、Xらの請求を斥けた。

### c) 小括

本事案において最高裁が判示したことは、①改正著作権法施行の時点である2003年12月31日24時と2004年1月1日0時は同時ではなく、②改正附則2条の「この法律の施行の際現に」という文言の文理解釈としては1953年(昭和28年)公開の本件映画の著作権は既に満了しているということである。また、詳しくは本稿3b)で後述するが、本判決の評価として、最高裁が原告であるXらが主張した“昭和28年公開の映画に本件改正著作権法が適用される”との趣旨の立法者意思の適用について、「本件改正法の制定に当たり、そのような立法者意思が、国会審議や附帯決議等によって明らかにされたということはできず、……<中略>……これをもって上告人らの主張するような立法者意思が明白であるとすることはできない。」との判断を下していたことも触れておかなければならない。この判断に関しては、③裁判所が法律解釈において立法者意思論を採る場合は、かなり明確な立法者意思を権利の残存を主張している側が証明した場合に限られる、という基準も指し示しているとの見方も出来るからである。このような立法者意思論をめぐる評価については、ただ単に事例判決に過ぎないとの見方も出来るであろうが、実際に奥邨弘司が「最高裁判決が、立法者意思に基づく解釈を行う前提として、そ

れが国会、審議会等で明白になっていることを求める極めて厳格な立場を採っている<sup>5)</sup>」として、本最高裁判例を評価し、分析を行っているものもある。

しかしながら、本判決の第一の意義は、日本における“1953年問題”のリーディング・ケースとして、“1953年以前に作られた映画の著作物の著作権は既に保護期間が満了している”ことを判示した点にある。これによって、Public Domainとなった著作物の利用者にとってすれば、“1953年以前に作られた映画は自由に使える”という明確な基準が指し示されたことになったのである。

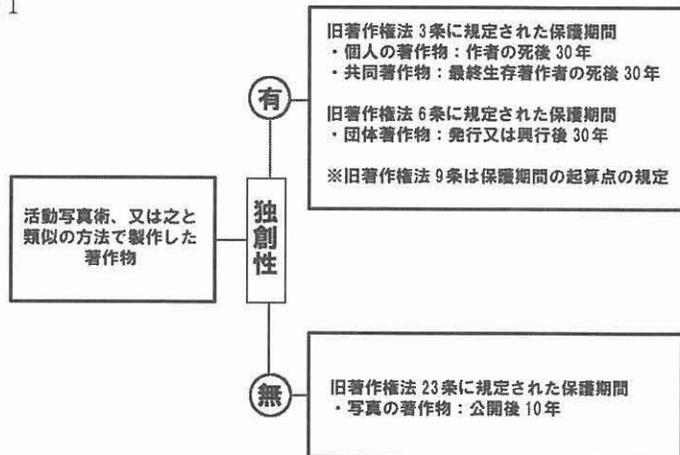
## 2. チャップリン事件最高裁判決<sup>6)</sup>が与える旧法下の保護期間への違和感

### a) 問題の所在 ～旧法下における映画の著作物の取り扱い～

チャップリン事件において問題となったのは、旧著作権法明治32年法律第39号（以下「旧法」という。）下における映画の著作物の保護期間をめぐる解釈についてであった。

明治・大正にかけて、まだ物珍しいメディアであった映画の著作物に旧法が保護期間を与えることになったのは、昭和6年における同法の改正<sup>7)</sup>であり、その22条ノ3として「活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物ノ著作者ハ文芸、學術又ハ美術ノ範圍ニ属スル著作物ノ著作者トシテ本法ノ保護ヲ享有ス其ノ保護ノ期間ニ付テハ獨創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三条乃至第六条及第九条ノ規定ヲ適用シ之ヲ欠クモノニ在リテハ第二十三条ノ規定ヲ適用ス」と定められて以降のことになる。この条文の趣旨を分かりやすく図示すると、図1のようになるが、ここでは何故このような複雑極まりない規定を置いているのかという疑問が残ると

図1



<sup>5)</sup> 奥邨弘司「「シェーン」事件最高裁判決について」国際経営フォーラム19巻（2008年）201頁。この他、今村哲也「昭和28年に団体の著作名義をもって公表された獨創性を有する映画の著作物の著作権は平成15年12月31日の終了をもって存続期間が満了し消滅するとされた事例」日本評論社・速報判例解説3巻236頁も同様の視点を指摘している。

<sup>6)</sup> チャップリン事件最高裁判決をめぐる判例評釈等については、本稿で引用したもの以外に、道垣内正人「チャップリン映画の著作権侵害についての準拠法」（ジュリスト1395号）172-175頁等がある。

<sup>7)</sup> 著作権法中改正法律（昭和6年5月30日）。同改正法の公布は同年6月1日で、施行の期日は同年7月18日勅令第202号により、同年8月1日と定められた。なお、この改正は1928年（昭和3年）のローマにおけるベルヌ条約の改正に対応するための改正であったとされている（文化庁『著作権法百年史』第一法規出版（2000年）215頁）。

ころでもある。

これは当時において、映画の著作物については、あくまで“写真の著作物<sup>8)</sup>”に類するものもあるとして、“活動写真術”なるものとして扱ったことにその端を発している。旧法22条ノ3の趣旨からも明らかのように、独創性のない単なる記録映画などは、映画であると言えども、それは一般の写真術の延長線上にあるものでしかなく、その保護期間は写真の著作物と同様に短く算定すべきであるとみなされていたのである。

チャップリン事件において裁判所は、「シェーン」事件判決よりも更に複雑な旧法の法解釈を求められることになった。それは“独創性が有るとみなされる活動写真術の著作物”であっても、その保護期間が“旧法3条1項によるべき”なのか、“旧法6条によるべき”なのかという問題である。

現在、“映画の著作権者は誰か”という問題については、現行著作権法16条において「映画の著作物の著作権者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作権者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者とする。」との規定から判断すべきものであるとされている。また、この際、著作権法29条の【映画の著作物の著作権の帰属】の規定についても参考にしながら判断がなされることにもなる。しかし、このような規定が存在していなかった旧法においては、問題となった映画の著作物の保護期間が満了の瀬戸際にあつて初めて、裁判所の判断が必要になったというのが事の顛末であり<sup>9)</sup>、当該チャップリン事件では、“著作物の保護期間に直結する旧法下における映画の著作物の取り扱い”について、裁判所がどのような判断が下すかということに注目が集まった。以下、それを概観したい。

## b) チャップリン事件判決の概要

### 【事実の概要】

チャールズ・チャップリン（以下「チャップリン」という。）は英国国民であり、本件で問題となっ

<sup>8)</sup> 旧著作権法下においては、「シャッターさえ切れば簡単に写真は撮れる」というような理屈から、世界全般的に写真の著作物の地位は低く、そもそも著作権法で守るべきものなのかという議論もあった。これについて水野錬太郎は「寫真ハ美術上ノ著作物ナリヤ否ヤノ問題ハ歐米諸國ニ於テモ争ノアル所ニシテ國ニヨリテハ之ヲ美術上ノ著作物ト看做サル國アリト雖輒近ノ立法例ニ於テハ多クハ皆之ヲ美術上ノ著作物ト爲スカ如シ……<中略>……本法ニ於テハ歐米諸國多數ノ立法例ニ倣ヒ寫真ヲ以テ美術上ノ著作物ト爲」すとしながらも「但シ、著作権ノ期間ニ關シテ一般著作権ノ期間ヨリ短縮シテ十年トセリ、是レ寫真版權條例ノ規定ヲ襲踏シタルモノニシテ其ノ理由ハ寫真ハ單ニ光線ト舎密ノ作用ニ拠リテ製作スルモノナレハ他ノ著作物ノ如ク多クノ勞力ヲ要スルモノニ非サレハ其ノ著作権ノ期間ヲ永クスルノ必要ナシト云フニアリ、歐米諸國ノ立法例ニ於テモ寫真著作權ノ期間ハ他ノ著作物ノ期間ヨリ短キヲ常トス、」と説明している（水野錬太郎『著作権法要義』有斐閣書房・明法堂（1899年）94-95頁）。

<sup>9)</sup> もっとも“映画の著作権者は誰か”という問題については、現行著作権法下であっても宇宙戦艦ヤマト事件（東京地判平14・3・25判時1789号141頁）や超時空要塞マクロス事件（東京高判平15・9・25判時1123号263頁）などの事案が示すように、著作権法16条及び29条の規定があつたとしても、「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」というのが誰であるかについて紛争を引き起こす場合がある。

た映画9作品の監督を務めたが、1977年（昭和52年）12月25日に死亡している。

一方、本件で問題となった映画とは下記に示す9作品である。

- ①『サニーサイド』：1919年（大正8年）6月公表
- ②『偽牧師』：1923年（大正12年）1月公表
- ③『巴里の女性』：1923年（大正12年）10月公表
- ④『黄金狂時代』：1925年（大正14年）8月公表
- ⑤『街の灯』：1931年（昭和6年）2月公表
- ⑥『モダン・タイムス』：1936年（昭和11年）2月公表
- ⑦『独裁者』：1940年（昭和15年）10月公表
- ⑧『殺人狂時代』：1947年（昭和22年）10月公表
- ⑨『ライムライト』：1952年（昭和27年）10月公表

Y1らは、本件映画9作品の著作権を保有・管理しているとするXの許諾を得ずに、本件映画9作品の原版映像をデジタルリニアテープに複製した上、字幕を自ら挿入するなどの加工を行ったマスターテープを作成した。更に上記マスターテープから、それらをDVD商品となるように複製し、発売元をY1、販売元をY2として全国の書店等に頒布していた。なお、これに加えてY1自身は、上記③⑤⑥⑨の作品について、本件DVD商品と同様の手法で複製したレンタルDVDを作成し、頒布していた。

このようなY1らの行為に対し、Xは、本件映画9作品については、映画の著作物ではあるものの、旧法22条ノ3によって、著作者であるチャップリン個人の著作物としての保護期間が適用されることとなり、旧法3条1項及び旧法52条1項の保護期間の暫定措置規定から保護期間はチャップリンの死後38年となって2015年まで存続していると主張し、Xが持つ複製権（著作権法21条）及び頒布権（著作権法26条）を侵害しているとして、Y1らに本件DVD商品等の複製・頒布の差止め及びそれらの廃棄と、損害賠償等の支払いを求めた事案である。

これに対しY1らは、本件9作品の著作権存続期間は、当該映画の著作権者が通常は映画会社又はプロダクション等と考えられることから、団体著作物である旧法6条に規定された保護期間、並びに旧法52条2項に規定された保護期間延長の暫定措置によって公表後33年間となり、その著作権保護期間は既に満了している、などと主張し争った。

第一審（東京地判平19・8・29判時2021号108頁）では、旧法における本件映画の著作物の保護期間をめぐる解釈について、「旧法6条で定める団体の著作名義で発行又は興行された著作物とは、当該著作物の発行又は興行が、個人ではなく団体の著作名義でなされたため、当該名義のみからは著作者の死亡時期を観念できない場合を意味すると解するのが相当である。」として旧法6条の適用を避け、「本件9作品については……<中略>……チャップリンが著作者であることを示す表示がされているので

あり、チャップリンが監督等を務め、著作者の1人であることは争いがなく、また、チャップリンの生前に公表されたものであるから、旧法3条によって、その著作権の存続期間が定められることになる(なお、旧法においても、映画の著作物の著作者は、映画の製作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に関与した者をいうものと解されるところ、本件9作品については、「製作・監督・脚本・音楽：チャールズ・チャップリン」との説明がされており……<中略>……「街の灯」、「モダン・タイムス」、「独裁者」、「殺人狂時代」及び「ライムライト」の影像上には、チャップリンの表示が認められる……<中略>……から、チャップリンが著作者であることは明らかである。)として、旧法3条の保護期間を本件映画の著作物に適用することを判示した。その上で、Xが主張していた戦時加算の適用を除いたおおよその主張を認め、Y1らに1053万8000円の支払いを命じた。Y1らはこれを不服として控訴。

【原審(知財高判平20・2・28判時2021号96頁)】

控訴審の際、Y1らはチャップリンが製作した本件映画作品が団体著作物であることの証拠として、(a) 現行著作権法における映画の著作物に関する立法経緯や、(b) 第一審が「シェーン」事件判決には触れていなかったことなどを主張した。しかし知財高裁は、(a) については「昭和45年改正法の施行前、映画の著作物の著作者がだれかという問題について、[1]シナリオの著作者、音楽の著作者、監督、プロデューサーの映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるという考え方と、[2]映画製作者の単独の著作物であるという考え方の2つの考え方があり、「したがって、旧法下において、映画の著作者はだれであるかに関して、映画は映画製作に創作的に関与した者の共同著作物であるとする考え方と、映画は原始的に映画製作者の単独の著作物であるとする考え方に分かれていたことは、控訴人らの指摘するとおりであるといえる。」としながらも、「旧法において、「団体」の著作物に関する規定を置いていない以上、原則に戻って、自然人が映画著作物の著作者となるものと解すべきである。」とした。(b) については「映画「シェーン」が、米国人の著作名義をもって公表された著作物であるとして旧法6条を適用されていることは、当裁判所に顕著である。……<中略>……本件9作品は、いずれも、チャップリンが映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者であって、チャップリンが旧法3条の「著作者」に当たるものというべきであり、しかも、団体の著作名義をもって公表された著作物であるともいえないから、映画「シェーン」の場合とは事案を異にするものであって、これと同列に論ずることはできない。」と判示した。結果として、本件映画9作品の著作権保護期間に対する判断は変わらないままに控訴は棄却され、Y1らはこれを不服として最高裁に上告。

【最高裁(最一小判平21・10・8判時2064号120頁)】

上告棄却。

最高裁は、まず本件映画9作品に関して、旧法におけるどの条文が適用されるのかという問題につ

いて「旧法の下において、著作物とは、精神的創作活動の所産たる思想感情が外部に顕出されたものを意味すると解される。そして、映画は、脚本家、監督、演出者、俳優、撮影や録音等の技術者など多数の者が関与して創り出される総合著作物であるから、旧法の下における映画の著作物の著作者については、その全体的形成に創作的に寄与した者がだれであるかを基準として判断すべきであって、映画の著作物であるという一事をもって、その著作者が映画製作者のみであると解するのは相当ではない。また、旧法の下において、実際に創作活動をした自然人ではなく、団体が著作者となる場合があり得るとしても、映画の著作物につき、旧法6条によって、著作者として表示された映画製作会社はその著作者となることが帰結されるものでもない。同条は、その文言、規定の置かれた位置にかんがみ、飽くまで著作権の存続期間に関する規定と解すべきであり、団体が著作者とされるための要件及びその効果を定めたものと解する余地はない。」と前提を置いた上で、「これを本件についてみるに、上記事実関係によれば、本件各映画については、チャップリンがその全体的形成に創作的に寄与したというのであり、チャップリン以外にこれに関与した者の存在はうかがわれないから、チャップリンがその著作者であることは明らかである。」とし、「本件各映画は、自然人であるチャップリンを著作者とする獨創性を有する著作物であるところ、上記事実関係によれば、本件各映画には、それぞれチャップリンの原作に基づき同人が監督等をしたことが表示されているというのであるから、本件各映画は、自然人であるチャップリンが著作者である旨が実名をもって表示されて公表されたものとして、その旧法による著作権の存続期間については、旧法6条ではなく、旧法3条1項が適用されるというべきである。団体を著作者とする旨の登録がされていることや映画の映像上団体が著作権者である旨が表示されていることは、上記結論を左右しない。」として、旧法3条1項の規定にある保護期間を適用するとした。

その上で、原審の判断を支持し、「シェーン」事件判決との関連性についても、「自然人が著作者である旨がその実名をもって表示されたことを前提とするものではなく、旧法6条の適用がある著作物であることを前提として平成15年法律第85号附則2条の適用について判示したものにすぎないから、本件に適切でない。」として、その関連性を否定している。

### c) 小括

#### <旧法下における映画の著作物の保護期間>

本事案において最高裁が判示したことは、①旧法下における映画の著作物の保護期間については、旧法22条ノ3に基づいて判断するが、②映画の著作物であるからといって、即座に映画製作者による団体著作物であることが想定されるものではなく、現行著作権法と同じように「全体的形成に創作的に寄与した者」を著作者とすべきであり、自然人が著作者となることもあるとしている。その際、③団体を著作者とする旨の登録や表示（クレジット）は、②に係る結論を左右せず、総合的に判断をすべきものとする、ということになる。この法理は、旧法下における映画の著作物の保護期間の取り扱い

について最高裁が判示したリーディング・ケースと言えるであろう<sup>10</sup>。

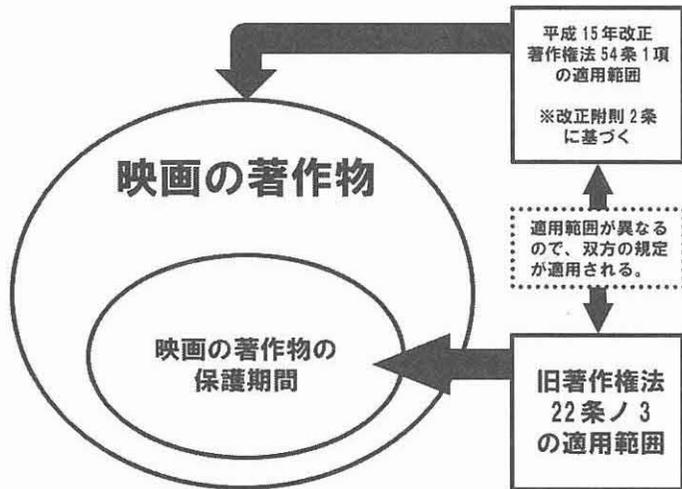
<映画の著作物についての旧法の保護期間と現行法の保護期間の複合的適用>

本稿2 b) では詳しく取り上げなかったが、本判決で注目すべきなのは、本事案に関して地裁・知財高裁・最高裁ともに、本件⑧⑨映画については、その保護期間が、旧法22条ノ3、旧法3条1項、旧法52条1項に基づいた個人の著作物としての作者の死後38年という保護期間よりも、平成15年改正著作権法54条1項による公表後70年という映画の著作物の保護期間の方が長くなることを理由として、旧法22条ノ3による個人の著作物の保護期間と、平成15年改正著作権法附則2条及び同改正著作権法54条1項を複合的に適用するという“合わせ技”を認めているということである。それについて解説すると図2のように図示できるが、これに関しては、本件映画について一度“チャップリン個人の著作物である”と判示しておきながら、再度、“同改正法によって団体名義の著作物としての映画の著作物に関する規定を適用する”という、やや論理として違和感を覚える判決にも思える。しかし、この判決では、あくまで旧法22条ノ3

が規定している内容が“旧法下における映画の著作物の保護期間に限られる”のであって、決して現行著作権法の“映画の著作物についての規定が適用されなくなるわけではない”とする。

旧法22条ノ3がどのような構造の条文であるのかについては、既に本稿2 a) で取り上げているが、同規定はあくまで(ア)映画の著作物を著作権法の保護下においたこと、(イ)映画の著作物に保護期間を与えたことに

図2



<sup>10</sup> 旧著作権法下における映画の著作物に関する判決ということで、この考え方は「九州雑記映画」事件（東京地判昭52・2・28無体財産権関係民事・行政裁判例集9巻1号145頁）を踏襲しているとする指摘がなされている（吉田正夫・狩野雅澄「旧法下の映画著作物の作者の意義と保護期間——チャップリン映画DVD無断複製頒布事件及び黒澤映画DVD無断頒布事件——」（コピーライト2008年2月号）60頁）。また、本稿1に挙げた「シェーン」事件判決や、「ローマの休日」事件判決（東京地決平18・7・11判時1933号68頁）も最高裁において旧法下における映画の著作物の保護期間について争ったリーディング・ケースと言えるであろうが、両判決は旧法22条ノ3の処理について、団体著作物の保護期間を適用することに当事者間の争いがなく、その部分に関しての判示はなされなかった。

意味を持つ規定であり、今回の判決において裁判所が“本件9映画はチャップリン個人の著作物”としたことは、あくまで旧法22条ノ3の規定に基づいて、“旧法3条にある個人の著作物と同じ保護期間を適用する”ことを決めただけである。要するに、このことで、本件9映画が映画の著作物としての保護を受けられなくなるわけではなく、旧法による個人の著作物の保護期間に対して並列的に、現行法による映画の著作物の保護期間が適用される可能性も残るのである。これについて、最高裁は旧法3条と並行しておかれた旧法6条について「同条は、その文言、規定の置かれた位置にかんがみ、飽くまで著作権の存続期間に関する規定と解すべきであり、団体が著作者とされるための要件及びその効果を定めたものと解する余地はない。」として、上記のような考え方をういていることを裏付けている。また、旧法22条ノ3によって“個人の著作物の保護期間”を与えられた本件9映画は、同時に“映画の著作物”でもあることから、改正著作権法54条1項の適用対象にもなる。これについては、第一審の東京地裁判決で「本件9作品の著作権の存続期間については、著作権法附則7条<sup>11</sup>により、2015年（平成27年）12月31日までとなっているところ、平成15年改正法が施行された平成16年1月1日において著作権が存するものであるから、同附則2条により、平成15年改正後著作権法54条1項が適用され、存続期間は、公表後70年となる。」と判示された通りであろう。

本件映画9作品はチャップリン“個人の著作物”であるとして、旧法3条の適用を受けた。ここに記されている保護期間は「著作者ノ生存間及其ノ死後三十年間」であるが、この規定は後に、旧法52条1項で「第三条乃至第五条中三十年トアルハ演奏歌唱ノ著作権及第二十二條ノ七ニ規定スル著作権ヲ除ク外当分ノ間三十八年トス」と、保護期間が著作者の「死後30年」から「死後38年」へと延長されることになっており<sup>12</sup>、本件映画9作品の保護期間はチャップリンが亡くなった1977年の翌年である1978年1月1日から起算して<sup>13</sup>、その38年後である2015年12月31日まで存続することとなる。

次に、本件映画9作品の保護期間が上記の通り2015年12月31日まで存することを踏まえて、平成15年改正著作権法54条1項で延長された「公表後70年」の規定を適用した場合の保護期間の算定について考える必要がある。本件の場合、平成15年改正著作権法54条1項の「公表後70年」という規定に基

<sup>11</sup> 著作権法附則7条【著作物の保護期間についての経過措置】この法律の施行前に公表された著作物の著作権の存続期間については、当該著作物の旧法による著作権の存続期間が新法第二章第四節の規定による期間より長いときは、なお従前の例による。

<sup>12</sup> 現行著作権法制定に向けた暫定措置であるが、この経緯について加戸守行が「ご承知のように、旧著作権法下におきましては、著作権の保護期間を原則として著作者の生存間及び死後30年としておりました。ところが、国際的には、ほとんどの先進諸国は死後50年又はそれ以上の期間を定めておりまして、日本だけが立ち遅れていた状態にあったわけでございます。そういうことで、著作権法全面改正作業に着手した昭和37年に暫定措置によって原則的保護期間の死後30年の規定を33年に延ばし、昭和40年にこれを35年に暫定延長し、昭和42年に死後37年に暫定延長し、昭和44年に死後38年に暫定延長したところでやっと法律の全面改正が行われて、死後50年に切り替わったということであります。」と詳細に説明している（加戸守行『著作権法逐条講義 五訂新版』（著作権情報センター 2006年）331-332頁）。

<sup>13</sup> 旧著作権法9条【期間ノ計算】前六条ノ場合ニ於テ著作権ノ期間ヲ計算スルニハ著作者死亡ノ年又ハ著作物ヲ発行又ハ興行シタル年ノ翌年ヨリ起算ス

づくと、本件映画のうち①～⑦作品の保護期間の終期が2015年12月31日よりも短くなり、同法の規定を適用することは意味がない。しかし、本件⑧⑨映画に関してはその保護期間の終期が2015年12月31日を上回ることになる<sup>14</sup>。それ故に、裁判所は著作権法附則7条を適用することで、旧法22条ノ3及び、同法3条、9条を適用した場合の保護期間と、平成15年改正著作権法54条1項の適用した場合の保護期間とを比較して、本件⑧⑨映画に関してはより長い改正著作権法54条1項を適用した保護期間を採用することとしたのである。

### 3. 日本におけるPublic Domain利用への影響

#### a) 煩雑になる旧法下の著作権保護期間の算定方法

ここまで「シェーン」事件判決で一応の解決を見せた1953年問題の結論と、事件内容としては同じような事例であったのにもかかわらず、「シェーン」事件判決とは全く異なる結論に至ったチャップリン事件判決について概観してきた。両判決ともに、日本におけるPublic Domainになったと解した映像素材を利用した、いわゆる激安DVDと呼ばれるものの販売に関わる訴訟であったが、結果としてチャップリン事件最高裁判決が言及したように、旧法下で製作された映画の著作物が“個人の著作物”であるのか“団体の著作物”であるのか、ということがポイントとなって、互いの結論を大きく分けることになった。この両判決の意義については、本稿1c)並びに2c)で述べた通りである。

問題は、非常に単純な算定方式で足りることが推測できそうな「シェーン」事件判決に対し、チャップリン事件判決の登場は、“日本の旧法下における保護期間の算定”が、非常に煩雑にならざるを得ないのではないかということである。そこで本節では、「シェーン」事件判決並びにチャップリン事件判決に基づき、旧法下における著作権保護期間について、どのように算定すれば良いのかということを整理したい。

まず、「シェーン」事件判決についてであるが、ここで得られた結論は①旧法22条ノ3に基づいて団体著作物の保護期間の適用を受ける映画の著作物の保護期間に関し、1953年以前に製作されたものについては、2003年12月31日24時の終了をもって保護期間が満了している、②1954年以後に製作され、同じく旧法によって団体著作物の保護期間の適用を受ける映画の著作物については、平成15年改正著作権法54条1項の適用を受けることとなり、その保護期間は更に20年間延びる、という分かりやすいものである。

一方でチャップリン事件判決が導き出した結論は、③旧法22条ノ3によって個人の著作物の保護期

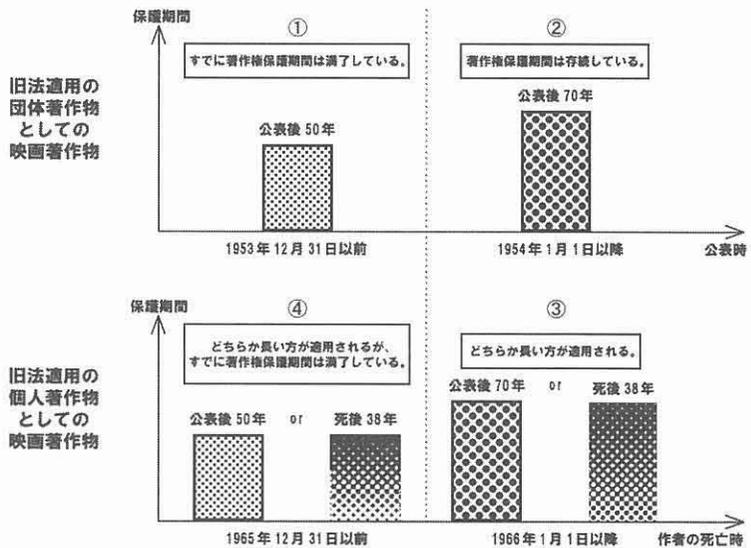
<sup>14</sup> 本件に昭和45年改正著作権法54条1項を適用した場合の保護期間は、①「サニーサイド」平成元年（1989年）12月31日、②「偽牧師」平成5年（1993年）12月31日、③「巴里の女性」平成5年（1993年）12月31日、④「黄金狂時代」平成7年（1995年）12月31日、⑤「街の灯」平成13年（2001年）12月31日、⑥「モダン・タイムス」平成18年（2006年）12月31日、⑦「独裁者」平成22年（2010年）12月31日、⑧「殺人狂時代」平成29年（2017年）12月31日、⑨「ライムライト」平成34年（2022年）12月31日、となり、本件⑧⑨作品の保護期間に関しては、旧著作権法22条ノ3及び、3条、9条を適用した場合の2015年12月31日までの保護期間と比較して長くなる。

間の適用を受ける映画の著作物の保護期間に関し、その著作者が1966年1月1日以降に亡くなっている映画の著作物に関しては、平成15年改正著作権法54条1項の適用対象となるので、その保護期間は旧法52条1項にある“作者の死後38年”の規定、もしくは改正著作権法54条1項の“公表後70年”という規定を適用した場合のどちらか長い方が保護期間となる、④旧法22条ノ3によって個人著作物の保護期間の適用を受ける映画の著作物の保護期間に関し、その著作者が1965年12月31日以前に亡くなっている映画の著作物に関しては、平成15年改正著作権法54条1項の適用対象外なので、その保護期間は旧法52条1項にある“作者の死後38年”の規定か、昭和45年改正著作権法54条1項にある“公表後50年”の規定に基づくもののうち、どちらか保護期間の長い方が適用されることになるものの、“作者の死後10年後に公開された”などの特段の事情がない限り、既に著作権保護期間は満了していると考えることができる。なお、⑤上記①～④の条件式には、“戦時加算<sup>15</sup>”の要素は組み入れておらず、特に外国の映画の著作物について後者が適用されることになった場合は最大で4413日間<sup>16</sup>、その保護期間が延長されることとなる、というものである。

非常に複雑な保護期間の算定の仕方ではあるが、この事案に関しては、問題となったチャップリンの本件映画9作品に、旧法上の“個人の著作物の保護期間”を適用する以上は、解釈上はこのように考えざるを得ず、判決としては妥当な結論と言わざるを得ないであろう。図3に示すように、この問題の核心は、裁判所が旧法22条ノ3を適用する際に、旧法3条1項の“個人の著作物の保護期間”を適用

するの、あるいは旧法6条の“団体著作物の保護期間”を適用するの、という部分であり、あとの保護期間の算定は法に従って決まるものでしかないのである。ただ、この判決によって、旧法が絡む保護期間の算定というのは、本節で説明をしたように、著作権法の保護期間の経緯を精確に読み取る必要がある上に、現行法とは異なる保護期

図3



<sup>15</sup> 1952年に「日本国との平和条約」(通称「サンフランシスコ平和条約」)15条(c)の規定に基づき立法された「連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律」によって加算される著作権保護期間のこと。

<sup>16</sup> 対レバノンの場合。対米国や英国の場合は3794日。

間の決定方法を定める旧法の解釈による必要もあることから、一般人をして多少の違和感を持たざるを得ない算定方法となっている。

さて、話を「シェーン」事件判決とチャップリン事件判決の整理に戻すと、上記①②の条件式並びに③～⑤の条件式は、最高裁がその競合性を否定するように、旧法22条ノ3の規定から、旧法3条1項を適用した場合と旧法6条を適用した場合とで結果が異なってくるというわけであるから、両者は競合せず並列的に存在することは間違いない。しかし、映画の著作物に関する著作権保護期間の算定式は、ひとたび旧法22条ノ3を適用する場合において、“個人の著作物の保護期間が適用される場合は、公開年が相当に古い映画であったとしても、その保護期間が残存している可能性がある”こととなり、“団体著作物の保護期間が適用される場合は、公開年が比較的新しい映画であったとしても、その保護期間が満了している”と判断されうることもある。しかし、肝心の個人の著作物の保護期間が団体著作物の保護期間のどちらかが適用されるのかの基準については、不明確さが残るものとなっているのである。

#### b) 立法者意思と乖離した平成15年改正著作権法

「シェーン」事件とチャップリン事件という二つの判例においても一つ特徴的なのは、事実審において“立法者意思”等に踏み込んだ訴訟構成がなされているということである。

例えば「シェーン」事件においては、この立法者意思という問題について第一審である東京地裁から言及がなされ、最高裁においても本稿1c)でも示したように、平成15年改正著作権法附則2条の解釈について、「文言の一般用法とは異なる用い方をするというのが立法者意思であり、それに従った解釈をするというのであれば、その立法者意思が明白であることを要するというべきであるが、本件改正法の制定に当たり、そのような立法者意思が、国会審議や附帯決議等によって明らかにされたということとはでき」ないとして、上告人らが主張した立法者意思論の採用を“国会審議や附帯決議等の必要性”という具体的な判断基準でもって斥けている。また、この立法者意思論に関する“国会審議や付帯決議等の必要性”の基準を受けて、チャップリン事件では、本稿2b)でも触れたように、その原審である知財高裁において、旧法下における映画の著作物の著作者は誰であるかという解釈をめぐって被控訴人側から示された現行の昭和45年改正著作権法制定に直結する著作権制度審議会の答申説明書に関する検討などが行われた結果、ある程度の証拠力を認めており、こういった立法者意思を主張する場合の証拠力を認定する判断基準の流れに関しても、薄くではあるが両判決の関連性が見受けられるところである。

しかし、実際に問題となった立法者意思とはどんなものだったのであろうか。「シェーン」事件判決において、平成15年改正著作権法は2003年12月31日24時と2004年1月1日0時が同時であることを想定して立法されているとした立法者意思論の証拠として挙げられた文化庁長官官房著作権課による「著作権法の一部を改正する法律について」という同改正法の解説では、映画の著作物の保護期間の間

題について、「第57条により、保護期間の計算は、公表等が行われた翌年の1月1日から計算するため、今回の改正により保護期間が延長されるのは、昭和28年1月1日以降に公表された映画の著作物となる。<sup>17)</sup>」とか、「これ(筆者注：平成15年改正著作権法附則2条)により、昭和28年に公開され、本年12月31日24時(平成16年1月1日0時)に保護期間が消滅することとなっていた映画の著作物の保護期間が延長されることとなる。<sup>18)</sup>」などと、明らかに昭和28年に公開された映画の著作物も保護期間延長の対象に著作権法改正を行ったことが読み取れ、最高裁等が立法担当者の説明からは乖離した判断を行っている事実については間違いのないものと思われる。だが、この解説の証拠力は、最高裁によって採用に値しないものとして一蹴されており、これについては作花文雄による強い批判を受けている<sup>19)</sup>。実際に、立法者意思の証拠力をどこまで認めるかという問題に関しては、「シェーン」事件判決での最高裁の判示内容を重視すると、やや立法者意思の立場が不利とも思えるが、一方で、多くの法律で当たり前のように使われていた「この法律の施行の際現に」という文言<sup>20)</sup>解釈が立法担当者と裁判所との間で齟齬を起こしたことも事実であり、なお頭の痛い問題であることは間違いがない。

### c) Public Domainの利用者が負うべきリスク負担と萎縮効果

最初に述べた通り、「シェーン」事件判決とチャップリン事件判決を通じて、本稿が最も述べたい問題点というのは、まさに“Public Domainとなった著作物を利用した利用者のリスク”である。

これまで、著作権保護期間が満了した著作物と一般に定義されたPublic Domainについて<sup>21)</sup>は、日本においてはあまり議論がなされておらず、どんな性質を秘めているものかといったことは全くと言っていいほど研究されてはこなかった。そこには、ただ単に“著作権法による保護が保護期間の満了によって外れた、誰もが自由に利用できる著作物”という、非常に漠然とした定義が学者や一般市民らの間にあってだけである。そして、今回の両事件がもたらした判例法理の結果は、利用者のリスクの面において、Public Domainという範囲の不明確さを見事に露呈させるものとなった。

保護期間が満了した著作物という、典型的なPublic Domainを利用者が利用しようとする際、“どの時点で著作権保護期間が満了しているか”という終結点の認定は非常に重要になってくる。この場合、利用者はおそらく、著作物の種類、著作権の帰属関係、公表・公開年などの幾つかの客観的要素

<sup>17)</sup> 文化庁長官官房著作権課 前掲注4) 27頁。

<sup>18)</sup> 文化庁長官官房著作権課 前掲注4) 37頁。

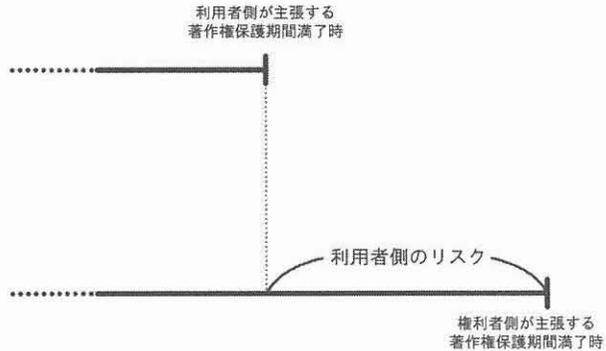
<sup>19)</sup> この解釈に批判的な論考については、作花文雄「「シェーン」事件最高裁判決の残した課題」(コピーライト 2008年2月号) 40-48頁並びに、同氏「旧法下で創作された映画の著作物の著作者及び保護期間に関する考察——旧法映画をめぐる二つの最高裁判決(「チャップリン」・「シェーン」)が残した制度の不安定性と規律の歪み——」(コピーライト 2010年4月号) 14-35頁参照。

<sup>20)</sup> 法令データベースで検索すると、「この法律の施行の際現に」という文言を使用した法律・政省令の規定は896ヶ所も存在する。

<sup>21)</sup> 本来、Public Domainという用語には著作権法に限らず、単に「公共領域」と同義の広義の意味合いもあるが、ここでは著作権法上の狭義の意味合いにおいて、Public Domainを本文中のように表記している。

を参考に、Public Domainかそうではないかを判断するというのが常道であろう。しかし、本事例のように“明らかに一人だけで製作しているわけではない映画の著作物”であって、現行著作権法においては“法人著作物であることが想定できる”著作物の場合であったとしても、ひとたび裁判所から旧法下における個人著作物の保護期間を適用すべき著作物であるとの判断が下されてしまえば、利用者の予想を遥かに超える形で、著作権保護期間の終結点のズレが生じることとなる<sup>22</sup>。これについては、図4を見て頂ければ分かると思うが、この想定外のズレは、間違いなくコンテンツの“利用者側のリスク”として、利用者の肩に重く押し掛かってくるであろう<sup>23</sup>。こういった、著作権保護期間の終結点にこのようなグレーゾーンが存在するだ

図4



けで、利用者がPublic Domainのコンテンツを利用しなくなる原因——要するに、“萎縮効果”——を生み出されることは容易に想像できることである。

更に、著作権法17条2項に定められた「著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行をも要しない。」とする“無方式主義”の規定についても若干の問題が考えられる。これ

はベルヌ条約5条(2)でも原則として掲げられているように、著作者の創作時における保護の観点からは、非常に合理性のある規定であることは間違いがないが、著作物の創作後においてこの規定は“著作権の帰属”というものを非常に不明瞭にしてしまう傾向があることは指摘できるであろう。

かつて、アメリカなどが採用していた方式主義によれば、この“著作者が誰であるか”という部分は、登録という方式によって誰の目にも明らかになっていたのであるが、明治期よりベルヌ条約上の無方式主義を採用している日本においては、そういった客観的証拠すら存在しないのがほとんどである。そのように考えていくと、結局、チャップリン事件のような場合も含めて、相当な過去における“映画の著作権の帰属”問題は、そのほとんどが“権利者(と思われる者)側の証拠”に基づいて判断するしかないという結論になってしまうことになる。最高裁は、チャップリン事件において旧法下の映画著作物の著作者を「全体的形成に創作的に寄与した者がだれであるかを基準として判断すべき」とした

<sup>22</sup> 「シェーン」事件判決や「ローマの休日」事件の保護期間の算定について吉田正夫、狩野雅澄の両氏は、「弁論主義のためやむを得ない面もある」としながらも、「仮に著作者が映画監督などの自然人であるとの主張がなされると、保護期間が各映画とも2023年12月31日までとなり、各事件の原告の請求を認める判決となる可能性があった。」と指摘している(吉田正夫・狩野雅澄 前掲注11) 64頁)。

<sup>23</sup> 例えばチャップリン事件判決においてYら(激安DVDの製作・販売者側)が連帯して課されたXらに対する賠償金は、「10,538,000円及びこれに対する平成18年9月23日から支払済みに至るまで年5分の割合による金員」と判示されているので、一般人の感覚から考えても、相当なリスクに値する金額といえるだろう。

が、皮肉なことに最終的にこれを判断できる唯一の資格を日本で有しているのは、他ならない“裁判所”でしかないのである。

忘れてはならないことであるが、“著作権”という無体財産権は“著作（権）者”と“利用者”との関係における安寧秩序によって成り立っている。本来、そこに存在すべきなのは、誰が読んでも理解できる著作権法であり、誰から見ても分かる著作（権）者であり、誰から見ても分かる保護期間の起算・終結点である。このことについて、「シェーン」事件において第一審を担当した東京地裁は「著作権法は、保護の対象とする権利の範囲やその権利を侵害することになる行為の範囲を規定し、その権利を侵害する行為について、民事上の差止請求や損害賠償請求の対象とするだけでなく、懲役刑や罰金刑などの刑事上の罰則の対象ともされていることから、著作権法により保護されている権利の範囲やその権利を侵害することになる行為の範囲は一義的に明確にされている必要性が高く、その規定が一義的に明確といえないような場合は、社会一般人に対して不測の損害を与えることのないよう、その解釈も社会一般人が読み取ることのできる解釈によるべきものといえる。」と“著作権法のあるべき姿”について言及したが、果たして、その後のチャップリン事件判決でこの考え方が実現できたと言えるのかは甚だ疑問である。少なくとも、筆者がチャップリン事件判決の際に“違和感”を覚えた原因は、こういった法の解釈に対する裁判所の姿勢が、微細にブレていることに起因するのではないだろうか。

「シェーン」事件判決とチャップリン事件判決には“法の厳密な文理解釈”を行って判決を下しているという点では非常に共通項がある。また、著作権法に対する立法者意思に関しても“減多なことでは採用しない”という視点で判決が下されていることにも共通項がある。しかし、“裁判所が行う厳密な法解釈による保護期間の終結点”と“誰の目にも明らかな保護期間の終結点”というのは意味が違ってくるということを、今一度考え直す必要は十分にあるのではなかろうか。今後もこのような“法律からは読み取りにくい”著作権の保護期間を算定するのであれば、それは利用者たる一般人の手に余る作業となり、本稿で問題としている“萎縮効果”が発生することは間違いないと思われる。

こういった問題についてどのような解決案が図れるのかということは、Public Domainに基づいたコンテンツの流通を志向する筆者としては非常に悩ましい問題ではあるが、何にせよ、利用者が抱える“Public Domainの著作物を利用するリスク”といったものを第一義的に排除する政策が必要であろうと考える。また、本判決では適用されなかったものの、著作権保護期間をめぐる問題においては常に問題とされる“戦時加算”の問題についても、今後、外交交渉等で“日本だけが責任を負う形”を解消する必要があるだろう<sup>24</sup>。

## おわりに

著作権保護期間の問題は現在、映画などが全盛であった時期のコンテンツが保護期間の満了を迎え

<sup>24</sup> このような戦時加算の問題の観点については、甲野正道 前掲注3) 19-20頁参照。

つつあることもあり、それまで“保護期間”というタイムカプセルに押し込められていた旧法上の問題などが、パンドラの箱のように噴出しつつある。これらの問題の中には、対処法を誤ると著作権実務並びにコンテンツの流通ビジネスなどの側面に、多大なる影響を与えるものもあり、今後の判例の動向には更なる注意をもって追っていく必要があるものと思われる。特に、本稿で取り上げた「シェーン」事件判決やチャップリン事件判決においては明確な形では示されなかった“映画の著作物に関する著作権者の推定の基準”について、今後より具体的な形で指し示されることを強く望みたい。本稿では取り上げてはいないが、チャップリン事件とほぼ同じ論点でもって、同日の判決として同様の結論に至った黒沢明映画事件<sup>25</sup>も、旧法下における映画の著作物に対する保護期間について旧法3条の“個人の著作物の保護期間”を適用することを判示しており、このままの状態では何を基準に旧法6条の“団体著作物の保護期間”を適用すると考えるべきなのかということが、著作物の利用者からは全く分からないということになる。

無論、こういった利用者からの視点については、そもそも Public Domain 作品を利用しようとするのは、今回のように激安DVDの販売を謳ってビジネスを展開する“商用目的のプロの利用者”であるから、“様々なシミュレーションの下に、著作権の保護期間については十分な注意を払うべき”だったという反論がなされるであろう。しかしながら、“Public Domainの利用者”というものがプロやアマチュアといった種別で分けることが出来る問題なのか、あるいはそのような種別において、保護期間について払うべき注意義務に“差”を設けること自体が妥当なのかという点については強い否定を呈さざるを得ない<sup>26</sup>。そもそも「シェーン」事件判決で“立法者意思論”という、証拠力が強そうな客観的指標を否定されている手前、利用者は何をもって Public Domain の著作物であるかないかの調査や判断をすればいいのか分からなくなるのではなからうか。

<sup>25</sup> 最一小判平21・10・8判例集未登載。但し、結論としては新聞報道等で「生きる」など黒沢明監督（1998年死去）の12作品が格安DVDで無断販売されたとして、東宝、松竹、角川映画の3社がDVD製造業者に対し、販売差し止めなどを求めた3件の訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷（宮川光治裁判長）は8日、業者側の上告を退ける決定をし（筆者注：原文まま）ている（山陽新聞 Web NEWS「黒沢明監督12作品にも著作権 東宝など3社、勝訴確定」（2009年10月8日記事）[http://www.sanyo.oni.co.jp/news\\_k/news/d/2009100801000668/](http://www.sanyo.oni.co.jp/news_k/news/d/2009100801000668/)（2010年6月16日アクセス）ことや、その原審である知財高裁における判決（知財高裁平20・7・30判タ1301号280頁）を踏まえて上告を棄却していることから考えて、チャップリン事件と同じ法理による結論に至っていると考えられる。

<sup>26</sup> チャップリン事件判決の原審である知財高裁では、こういった著作権保護期間に関する調査義務について、「控訴人ら代表者は、被控訴人からの警告書に対して、格別の調査をした形跡がなく、昭和45年改正法附則7条の経過規定を看過して、本件9作品に旧法の適用がなく、直ちに昭和45年改正法54条1項の適用があると誤信し、本件9作品の著作権の存続期間が満了していると主張していたのであって、解釈の基本において既に誤っていたというほかはない。要するに、控訴人らは、旧法の適用を考慮に入れていないため、だれが映画の著作権者であるかという問題意識を持つこともなく、短絡的に本件9作品の著作権の存続期間が満了していると主張していたのである。〈改行〉本件9作品が旧法の適用を受けることは昭和45年改正法附則7条から明らかであり、その際、だれを映画の著作権者とするのが適切かという点については考え方が分かれるが、旧法の解釈としては、文芸、学術又は美術の範囲に属する一般的な著作物と同様、実際に著作活動をした者を映画著作物の著作権者としているものである。〈改行〉したがって、被控訴人の警告を受けた控訴人らが調査を尽くせば、本件9作品の著作権の存続期間が満了しているといえないことを十分に理解し得たということが出来る。〈改行〉そうすると、控訴人らが調査義務を怠ったことは明らかであって、少なくとも過失が成立するものということができると判示しているが、本件のような事情にある場合はともかく、通常一般人にまでこれと同じような調査義務が課せるかについては、筆者としては甚だ疑問がある。

本稿が示したように著作権保護期間について立法が関わる問題は、保護期間が消滅する“際”になって初めて浮き彫りになることが多い傾向がある。そこでは、問題が発生した時代の裁判所において、当時の立法者意思や立法趣旨といったものからかけ離れた解釈がなされることとなるであろう。そこで、我々が忘れてはならないのは、この“保護期間の解釈のズレ”というものは、間違いなく“利用者のリスク”となって、我々に多大な萎縮効果をもたらすということである。Public Domainという、公に供された領域に存在する著作物である以上、リスクを採って新たなビジネスモデルを開発しようとする者だけに当該領域が開かれるといった歪んだ状況を生み出すことがあっては決してならない。本稿で検討した2件の判決で是認されたことが、本当に「文化の発展に寄与する」と高らかに謳う著作権法1条に法律の目的趣旨に沿う結論となるのか、裁判所には今後、“旧法下の映画の著作物に関する著作者を認定する基準”を「映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」という裁判所でしか実質的に判断できないような抽象的なものに求めず、誰の目にも明らかな具体的な要件でもって指し示すことの検討を期待したいところである。

前述の「シェーン」事件判決第一審で述べられた「著作権法は、保護の対象とする権利の範囲やその権利を侵害することになる行為の範囲を規定し、……〈中略〉……その規定が一義的に明確といえないような場合は、社会一般人に対して不測の損害を与えることのないよう、その解釈も社会一般人が読み取ることのできる解釈によるべきものといえる。」という言葉を思い返して欲しい。「シェーン」事件判決とチャップリン事件判決の関連性を論じるだけで、本稿のようにそれ相応の紙幅が必要な解釈というものが、果たして“社会一般人が読み取ることのできる解釈によるべきもの”と捉える事が出来るのであろうか。否、それはおそらく絶対に違うであろう。

結論として、「シェーン」事件判決とチャップリン事件によって生まれた判例法理は、旧法下の映画の著作物に関して、“権利者から訴えられるリスクが恐ろしくて使えないもの”へと押し下げられてしまうものであったと言わざるを得ない。筆者が危惧するのは、このようなことが続くことによって“Public Domainという人類共通の遺産であるべきものが、その萎縮効果によって日本で利用されなくなる”のではないかということである。ある程度のリスクを負わないと使えないようなPublic Domainの著作物の状況が、人類共通の遺産としてふさわしいのかどうかを、我々は今一度考える必要があるのではないだろうか。